

I. 基本方針

1. 地球規模で問われる持続可能性

2. 私たちはどんな課題に直面しているのか

3. 今年度の重点項目

- 1) 若者の居場所と出番を地域につくる
- 2) 積極的平和の実現に向けた取り組み
- 3) 東アジア地域に平和と友好を実現するために
- 4) 青年の情熱を放とう
- 5) 組織の強化拡充に向けて

4. 歴史を継承するのは私たち

5. 日青協の総合的な取り組みについて

- 1) 全般的運営について
- 2) 道府県団と共に歩む
- 3) 平成の新館建設運動と「つながり」の再構築
- 4) 日本青年館との連携

I. 基本方針

「今ここに生き、この道を歩む」

1. 地球規模で問われる持続可能性

今、持続可能性という言葉があらゆる組織だけでなく地域や国家、さらには地球環境といった大きなテーマまで含めて、重要なキーワードとなっています。2014年度の青年団運動の幕開けにあたり、このことが投げかけている課題を私たち青年団に置き換えて考えてみましょう。

地球規模で考えてみると、まず挙げられるのが地球温暖化です。世界の平均気温は産業革命以降徐々に上昇しており、このペースで温室効果ガスの排出増が続くと今世紀末にはさらに2, 6度から4, 8度上昇すると予測されています。このような事態に対し、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は地球上で影響が表れていると指摘し、世界の平均気温の上昇が今世紀末に4度を超えるなら、後戻りできない環境の激変を起こしかねないと警鐘を鳴らしています。温暖化だけではなく、酸性雨やオゾンホール、異常気象など地球規模での環境問題はますます深刻な事態を迎え、石油などの化石燃料や金属などの資源の枯渇、人口爆発や食糧問題などとあわせて考えれば、私たち人類の持続可能性そのものに黄信号が灯っているとも言えます。残された時間は決して多くありませんが、未来への選択肢がまだある今こそ、私たちの暮らしそのものを見つめ直す必要があるのではないのでしょうか。

我が国においても、人口動態や経済でその先行きに警鐘がならされています。我が国の人口は2005年以降、出生数よりも死亡数が上回る自然減が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、このまま出生率が向上しなければ、私たち青年のほぼ全てが高齢者となる2050年頃、我が国の総人口は1億人を割り込み、65歳以上の高齢者が約4割を占め、労働力人口は約4400万人にまで減少することが予測されています。我が国は3人に一人が高齢者という超高齢社会が到来するのです。また、国土交通省によれば、人口減少によって6割以上の地域で人口が半減し、2割の地域ではゼロになるとすら予測しています。私たちの地域は私たちが高齢者となる頃、消滅の危機に直面しているのかもしれない。人口動態と同様、経済においても持続可能性が問われる事態が進行しています。国の財政は赤字が続き、歳出と歳入の差額を借金で埋め合わせた結果、2013年度末で赤字国債の発行額は1, 016兆円に上ります。これは、景気低迷による税収の減少などにより歳入は減少した一方で、公共事業などの景気対策や高齢化などによる社会保障関係費の増大等により歳出が伸び続けたことによります。未来にツケを先送りするシステムがこれからも続くはずがありません。経済成長が見込めず少子高齢化が進行する状況下、私たちはこれからどんな社会を展望していくのか。我が国の持続可能性という視点に立てば、まさしくこれは高齢者の問題ではなく私たち青年の問題に他ならないのです。さらに、原発とエネルギーという問題も私たちの未来を大きく左右する課題です。東日本大震災による原発事故は人類がいまだ原子力を完全に制御できず、いったん大規模な事故が起きれば取り返しがつかないほどの被害をもたらすことを私たちに突きつけました。原発を稼働させることは、我が国だけでなく地球そのものの破滅と隣り合わせになるとすら言えるのです。

私たちの暮らしや地域においても、持続可能性が問われる事態が進行しています。過疎化や少子高齢化は私たちの地域で着実に現れており、その意味で国や関係機関が発表している調査は、すでに予測ではなく現実ともいえるでしょう。社会全体の衰退は社会教育や青年教育の後退につながり、私たち青年団にとっても市町村団の衰退と道府県団の機能低下をもたらしています。私たち青年団も、そ

の持続可能性が問われていると言っても過言ではありません。かつて地域には、若衆宿や青年学級など青年を育成する仕組みが備わっていました。それこそが青年団の原型です。また、結や講などと称される助け合いや支えあいの仕組みがありました。しかし、地域共同体の崩壊と共に今、青年が育っていく仕組みが損なわれ、地域では支えあいの文化が失われかけています。地域社会を持続させていくためには、私たち青年団が社会教育の分野で行ってきた学びや育ち、支えあいの営みこそが必要なのではないでしょうか。地域での人々の学びや活動を通じて自治を積み重ねていく民主主義の取り組みが、今ほど求められている時代はありません。

さらにこれらの諸課題に加えて、国立競技場の改築による日本青年館の移転問題にも直面しています。日本青年館は2015年度より解体され、2年間の休業期間を経た後、2017年度に再建される予定です。2年間の休業期間をどう運営するか、新しい館に向けて私たちがどう魂を込めるのか。二つの意味で今年度の舵取りが、私たち青年団の行く末を大きく左右するのです。

私たち日青協はそうした時代の根源的な課題を直視し、一昨年の中期3カ年計画検討委員会以降、数多くの改革に着手してきました。検討委員会の答申は「学ぶ」「育てる」「つなぐ」をキーワードに、向こう3年間の重点項目に加えて組織改編の方向性を指し示しています。今年度はその2年目であり、運動的にも組織的にもいよいよその真価が問われる一年となることなのでしょう。時代の大きな転換期に立ち向かう私たちは、このような現状認識を踏まえ、以下の通り今年度の運動方針を定めます。

2. 私たちはどんな課題に直面しているのか

地球規模で持続可能性が問われる今日、我が国はどんな政治的課題に直面しているのでしょうか。まず挙げられるのが、憲法をめぐる情勢です。政府は安全保障や危機管理のため、憲法が禁じている武力行使を可能にするための施策を進めています。その最重要課題が集団的自衛権行使容認に向けた動きです。集団的自衛権とは密接な関係にある他国が攻撃を受けた時、自国への攻撃と見なし軍事力を行使することです。我が国は日本国憲法によって集団的自衛権は行使できないというのが歴代政府の解釈でした。憲法の平和主義を逸脱するからです。海外での武力行使に道を開かぬこの議論に対して、6割を超す国民が反対の声を挙げているばかりか近隣諸国からも懸念が広がるなど、その矛盾は広がっています。特定秘密保護法や国民投票法案などとあわせて、憲法をめぐる情勢を注視しなければなりません。解釈改憲の議論の一方で、日本国憲法にノーベル平和賞を受賞させようという運動も始まっています。神奈川県の主婦から始まったこの取り組みは瞬く間に共感が広がり、ノーベル平和委員会はこの推薦を受理しました。日本国憲法がノーベル平和賞を受賞するならば、受賞者は日本国民全員です。日本国憲法の価値を改めて見つめ直す大きなきっかけとなることが期待されます。

政府が軍事力行使に前向きな姿勢を示す背景に、アジア情勢の激変があります。まず、朝鮮半島情勢です。共和国は日米韓の首脳会談にあわせるかのように再びミサイルを発射、黄海上でも韓国軍と砲撃を交わすなど軍事的緊張が高まっています。日朝間には拉致問題や核・ミサイル開発などに加えて国連から人権問題が指摘されるなど数多くの課題が重層的に連なる一方で、日朝間の政府間協議も始まるなど、軍事一辺倒だけではない対応が求められています。共和国同様、アジア情勢では中国や韓国との関係も深刻であり、打開の兆しが見られません。いずれも尖閣諸島や竹島など領土をめぐる課題、いわゆる「従軍慰安婦」問題や靖国神社参拝、河野談話の見直しなど歴史認識、PM2.5や砂漠化などの環境問題など課題が複雑に絡み合っており、軍事的緊張を高めたり一方的な主張を繰り返したりするだけでは問題の解決にはつながりません。

平和をめぐる課題としては、何よりも核兵器廃絶に関する課題が挙げられます。今もなお、地球上には17,000発以上の核兵器が保有されており、人類の生存を脅威にさらしているという意味で核兵器廃絶は国際政治の最重要課題です。米国は、ロシアとの核軍縮条約の履行に向けて核ミサイルを削減する計画を発表するなど核廃絶への歩みがある一方で、アジアでは共和国の核開発の脅威が高まるなど、新たな火種となっているのも事実です。人類の生存すら脅かす核兵器を廃絶することは世

界中の圧倒的多数の国や地域、市民の願いです。来年はNPT再検討会議を控えており、核保有国自らが核廃絶に踏み出すことが求められています。もう一つの重要な課題が米軍基地問題です。中でも沖縄の普天間基地移設問題は沖縄だけでなく、我が国自体が問われている課題と言えます。政府は辺野古埋め立てに向けて実務的にすすめようとしています。稲嶺名護市長はアメリカに直接出向いて移設反対を訴えるなど、地元への理解は全く得られていません。在日米軍基地は全国で135カ所を数え、各地で騒音や事件、事故などが絶えません。その意味で基地問題は沖縄だけでなく全国の問題です。沖縄の動向に注視しながら自らの地域を改めて見つめ直すことを呼びかけます。

東日本大震災からの復興も我が国の大きな課題です。震災から3年が経過し、被災地では新たな課題に直面しています。何よりも被災地の住まいと仕事に向けた課題はきわめて深刻です。道路や鉄道などの公共インフラは一定程度復旧しましたが、災害公営住宅に移った方はわずか1%に過ぎません。約26万以上もの方々が今なお、避難生活を強いられているのです。震災後の避難生活による体調悪化や自殺などによる「震災関連死」は3県で2,973人にもものぼり、原発事故による避難が続く福島県では、地震や津波などの直接の死者数を上回っています。被災自治体は人口流出や事業所の減少、まちづくり、被災者の心のケア、被害の風化など、様々な課題に直面しているのが現状です。震災からの復興への課題に加えて、原発とエネルギー問題がいつそう混迷を深めています。汚染水の流出など東電福島原発事故の収束の見通しが立っていないにもかかわらず、政府は原子力発電を重要なベースロード電源とするエネルギー基本計画を閣議決定しました。圧倒的多数の国民が脱原発を求めているほか、函館市が大間原発の差し止めを提訴するなど、原発の推進はもはや国民だけでなく周辺自治体の理解も得られていません。このように世論との乖離が明らかであるにもかかわらず、安倍首相は安全性が確認された原発の再稼働を明言、現在、原子力規制委員会が鹿児島県川内原発の調査を行っています。報道によると、全国の原発の周辺自治体のうち、原子力規制委員会が審査を終えれば原発の再稼働を容認すると考えているのは、約2割に過ぎません。脱原発を求める国民感情とあわせて考えれば、原発再稼働には疑問を呈さざるを得ない現状です。

私たち青年にとって今、労働問題はかつてないほど深刻な状況をもたらしています。雇用そのものが縮小したことで失業者は6%を超過し、非正規雇用は働く若者のうち3分の1を数えます。劣悪な雇用情勢に加えて低賃金と長時間労働が追い打ちをかけ、若者の自由な余暇活動が阻まれているのです。また、政府は生き方や働き方の自己選択の名の下に、雇用の柔軟化を検討しています。しかし、その具体的な内容は限定正社員や解雇の金銭解決、裁量労働制や残業代ゼロなど、働く条件をより不安定にしかねません。労働法制の改訂は今後よりいっそう注視していくことが求められています。

労働問題と同様、私たちの暮らしに大きな影響を与えかねない課題が消費税の増税です。政府は社会保障の増大などを理由に、昨年10月に消費税の増税を決定し、4月1日から8%の増税が施行されています。各種調査によると、増税後は買い控えしようと考えている人は6割を超え、経済全体にどのような影響を与えるのか予断を許しません。政府は消費税を増税する一方で国際競争力の強化のため法人税のさらなる引き下げを検討しています。国民には消費税を増税し、大企業には減税するという税制改革は国民からの批判が免れません。なお、国際通貨基金(IMF)は我が国の経済に対し、消費税増税も含めて景気への悪影響を予測、アベノミクスによる2014年度の景気を下方修正するよう警鐘を鳴らしています。

住みよい地域社会をつくることは私たち青年団の使命です。しかし今、産業構造の大幅な転換と三大都市圏への人口流出によって過疎化や少子高齢化が進行し、まさしく地域社会の持続も可能性が問われる事態が起こっています。地方自治体では若者の定住策や都市との交流など数多くの試みが行われ、成果をあげている事例も少なくはありません。しかし、全体としての過疎地域の人口減少や高齢化には歯止めがかかっていないのが現状です。私たち青年団においても活動や組織が後退していく背景にはまさしく地域社会の衰退があることを見据えなければなりません。

社会教育団体の視点から見逃せない課題として、教育委員会制度改革が浮上しています。いじめ問題への対応などをめぐって問題視された教育委員会制度について、与党は迅速な対応や責任の明確化

のために首長権限を強化する方向で検討しています。しかし、この改革によって首長からの独立や政治的中立性、自主性の侵害などが問題視されています。これらは決して学校教育だけでなく社会教育にも影響が及ぶことが懸念され、社会教育団体としての私たち青年団も決して他人事ではありません。引き続き、情報の収集と議論の内容を注視する必要があります。また、経済不況による行財政改革で社会教育が大きく後退し、今社会教育そのものの消滅すら危惧されています。私たち青年団は地域での学びと活動を積み重ね、数多くの地域の担い手を育ててきました。教育委員会制度改革とあわせて社会教育や青年教育への保障を強く訴えていくことが求められています。

3. 今年度の重点項目

1) 若者の居場所と出番を地域につくる

青年団は働く若者の組織であり、仲間たちと集団的な活動を通じて学び成長していくことが期待されています。また、先行きの見えない時代だからこそ若者の発想や行動が求められています。このような状況を反映し、地域青年団が相次いでいるのもそうした期待があるからに他なりません。若者の居場所と出番を地域につくることは時代の要請でもあるのです。日青協は昨年来、各地方議会に向けて青年教育充実を求める陳情運動を繰り返してきました。採択された議会は決して多くはありませんが、青年団の存在を示せたことは大きな前進です。今年度はこうした行動を道府県団とともにいっそう繰り返して、青年教育や青年活動を繰り返していく上での条件整備に取り組みます。

地域活動を促進させるため、地方議会や自治体への要請とともに地域での実践を集約し、共同学習の推進を図ることが全国組織として求められています。今年度は全国青研60回の記念の年です。地域での活動を集約し、新たな活動につながるための学びを推進します。全国青研集会と同時に青年活動支援者フォーラムを開催し、課題や教訓を学びあうだけにとどまらず、青年活動を支援する立場の人たちのネットワークを形成します。また、活動を進めていく上で労働問題が大きな課題としてなっていることは明らかです。就職連絡会などの他団体とともに雇用と働くルールの改善に取り組むとともに、社会教育団体としての労働問題の取り組み方を模索します。

2) 積極的平和の実現に向けた取り組み

青年団活動の原点は平和にあります。戦争の記憶が風化していく今、被爆者をはじめ戦争を体験された方々から次の世代に継承していくことは、私たち青年に課せられた固有の歴史的責務です。来年2015年は被爆・戦後70周年を迎え、NPT再検討会議も行われます。そうした節目の前年にあたる今年度は、長崎で平和集会を開催し、体験の継承につとめるとともに地域での平和の取り組みを集約します。また、被爆体験の普及と継承の視点から、被爆者援護の取り組みをすすめます。

平和の活動と同様、震災からの復興と災害教訓の普及もまた私たちの暮らしや地域にとって重要な課題です。私たち青年団は震災以降、「生きる ～東日本大震災と地域青年の記録～」を3号にわたって発刊し、被災と支援の記録をまとめました。この記録集を活用し、被災地の仲間たちとの対話や学びをよりいっそう広げます。また、被災の事実や教訓を視覚的に訴える資料づくりに取り組みます。

東日本大震災によって発生した福島第一原発の事故は我が国のエネルギー政策や地域政策を根本から問うています。原発とエネルギー問題は地域の問題でもあり、改めて自らの地域を見つめ直すことを呼びかけます。また、集団的自衛権や国民投票法案などの日本国憲法をめぐる課題に対しては、「青年は二度と銃をとらない」という青年団の基本精神に基づき、日本国憲法を暮らしや地域に活かす視点から学びを深めることを訴えます。

3) 東アジア地域に平和と友好を実現するために

東アジアの国家間の情勢は激しく揺れ動いています。しかしそれは、複雑な歴史を抱えるアジア地域において真に平和な社会を実現するために避けられない通過点とも言えるのです。日青協は働く若

者の全国組織だからこそ、政府の立場ではなく民間の立場として、中国とは植林訪中団の派遣を、韓国とは韓国青少年団体協議会（韓青協）からの代表団を受け入れます。なお、今年は韓青協との代表交流の2年目であり、年度内に将来的な方針を見いだしていく予定です。また、日朝の政治レベルでの悪化によって共和国からの代表団を招へいできない現状を踏まえ、在日本朝鮮青年同盟との交流を継続するとともに、金日成社会主義青年同盟との交流の糸口を模索します。

一方、北方領土返還に向けて情勢が動き始めています。私たち青年団は長年にわたって返還運動の一端を担ってきました。今年度も根室での現地集会をはじめ、北方領土返還要求運動の議長団体としての役割を果たしていきます。また、日青協だけでなく地域でも都道府県民会議をはじめ関係団体との運動の展開に期待します。

4) 青年の情熱を放とう

青年大会もまた、持続可能性が問われています。青年大会は日常的なスポーツや文化活動を地域から全国につなげ、青年の成長や仲間づくり、地域づくりへとつなげていく一大青年運動です。地域の若者にスポーツや文化活動に取り組む機会を保障することは、青年団の極めて重要な責務のひとつです。まして、2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致が決定した今、地域スポーツや文化活動の裾野の拡大や若者に参加機会を提供することは社会的要請とも言えるのです。その要となる道府県大会の拡充に向けて今年度はモデル地域を設定し、道府県団とともに取り組んでいきます。また、全国青年大会の拡充に向け、昨年は参加費の見直しや新種目の導入など、大きな改革を行いました。まさしくその真価が問われるのが今年の大会です。道府県大会の拡充と同時に競技連盟との連携などを通じた全国大会の参加者増に向けて一丸となって奮闘します。

5) 組織の強化拡充に向けて

私たち青年団は全国規模でつながっていることが大きな特徴です。各地での実践は互いを励まし、学びあいを通じて運動と組織の活性化につながっています。また、地域では青年団活動を取り巻く厳しい現状がありながらも、地域青年団の再生事例が相次いでいるのもまた事実です。今年度は各道府県団が直面する課題解決に向けて、改めてブロック機能に着目し、個別のオルグに加えてブロックでの取り組みを推奨します。また、実践への学びあいや組織の活性化に向けて、教育宣伝活動はきわめて重要です。中でも機関紙発行は組織活動の基本であり、紙面のさらなる充実とともに引き続き日本青年団新聞の購読拡大に努めていきます。また、紙媒体だけでなくウェブサイトの充実を図り、視覚的に訴えるだけでなく機能の向上をはかります。

4. 歴史を継承するのは私たち

国立競技場の建て替えにより、現日本青年館は今年度で解体となります。2017年の再建に向けてどう行動していくか、それを考える上で最も大切なことは、日本青年館はいつの時代も青年の求めによって建設されてきたということです。3代目の日本青年館となる今回もそのことは変わりません。新しい青年館に魂をこめるのは私たちなのです。このためにまず、日本青年館建館の精神を継承するための募金活動に取り組んでいきます。現役の青年たちだけでなくOBやOGとの結びつきを改めて強め、まさしく「オール青年団」の取り組みとして推進します。もう一つが、地域青年団活動や青年教育を改めて地域からつくり上げていく取り組みです。青年教育振興の要請とあわせて全市町村訪問の運動を繰り広げ、地域から青年教育と青年団活動の再生に向けて一丸となって取り組んでいくことを強く呼びかけます。

新館建設に向けた新たな運動を繰り広げると同時に、全国の仲間たちとの新たな結びつきが求められています。日青協は昨年から中期3カ年計画検討委員会の答申に従った規約改正に取り組んできました。大胆な組織改革への取り組みを踏まえた今年、いよいよ新たな規約による運営が始まっていき

ます。運動と組織の活性化に向けて、模索から実践へと一步を踏み出します。

市町村団の再生と道府県団の活性化、そして日本青年館の再建を通じて青年団運動の灯火を次の時代に託すことが、この時代を預かる私たちに託された歴史的な使命です。新しい時代に向けてあくなき挑戦に立ち向かっていこうではありませんか。変革期の時代に、私たちが新しい歴史の一ページを描いていきましょう。

5. 日青協の総合的な取り組みについて

1) 全般的運営について

今年度の執行部は、総務部・組織部・社会部の三部体制とし、各部の役割をより明確にし、より道府県団と強固な連携を図ります。今年度は、執行部全体・役員間・局員間で様々なツールを活用して連携し、道府県団とともにより効率的な運営に努めます。

中期3ヵ年の議論を踏まえて昨年度の機関会議で意見交換を行ってきた規約改正を運用させ、あらたな日本青年団協議会の一步を踏み出せるように努めます。

日青協にとっては財政の健全化は至上命題です。財政全体の見直しをし、より健全な運営を行っていきます。また、加盟分担金の納入は年々厳しさを増しており、日青協の財政を大きく圧迫しています。こうした中、各道府県団の状況にあわせながら納入を積極的に呼びかけるとともに、新規助成金や基金の獲得要件などの情報発信をし、道府県団の新たな財源確保とともに検討していきます。

各地域の代表である理事者と執行部が議論し全国の青年団運動を進める諸会議に関しても、年3回の理事会をプログラムや出席率の向上により充実させるとともに、各主催事業でも多くの学びの場を提供していきます。

<2014年度諸会議日程>

- 第2回理事会 2014（平成26）年10月11日（土）～12日（日）
- 第3回理事会 2015（平成27）年 3月21日（土）
- 2015年度第1回理事会 2015（平成27）年 3月22日（日）

<2014年度事業計画>

- 活動家養成事業「かつけん」 2014（平成26）年 6月14日（土）～15日（日）
- 第45回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会
2014（平成26）年 7月19日（土）～21日（月・祝）
- 青年団平和集会 in 長崎 2014（平成26）年 8月 9日（土）～10日（日）
- 第23次植林訪中団 2014（平成26）年 8月22日（金）～26日（火）
- 第63回全国青年大会 2014（平成26）年11月 7日（金）～10日（月）
- 第60回記念全国青年問題研究集会／2014年度青年活動支援者フォーラム
2015（平成27）年 3月 6日（金）～ 8日（日）

2) 道府県団と共に歩む

厳しい財政状況であることから、目的や成果をより明確に設定し、より効率的なオルグを実施していく必要があります。今年度も、道府県団と関わるすべての機会をオルグと捉え、現状や課題の分析を丁寧に行い、執行部内で情報を共有し、課題解決に向け取り組んでいくとともに、道府県団同士やブロック内の連携が重要です。このことから、今年度はブロック内での研修会や会議を推奨し、日青協の機関会議の際にブロック会議の実施を促進します。

休会状態の加盟道府県団には、これまでのオルグを踏まえて市町村団と連絡を取り、規約改正に基づく賛助団体会員、賛助個人会員の獲得に向けて取り組みます。それと同時に、20年後、30年後を

見据えたあらたな規約改正にも取り組んでいきます。

また、道府県団運営が充実したものとなるよう、講師・助言者派遣補助制度の設定や道府県団組織・運営状況調査の分析に努め、各道府県団の状況にあった支援策を模索します。

3) 平成の新館建設運動と「つながり」の再構築

2017年開業予定の新たな日本青年館建設に向けて、かつて建設に携わってこられた先輩方の想いを引き継ぐべく、道府県団とともにOB・OGとも連携し取り組みます。

日本青年館は青年団運動の象徴であり、これまでも全国の青年たちの手によって建てられました。そのことから時代背景とともに大きく変わった日青協と道府県団、また各道府県下の市町村青年団とのつながりを取り戻す必要があります。今年度は日本青年団新聞や青年教育の充実を求める要望書等をツールに、全国市町村オルグを始めていきます。

今回の移転については、ラグビーワールドカップや、東京オリンピックに向けた国立競技場の改築という国家プロジェクトに賛同し、その費用は移転補償費でまかなわれることは言うまでもありません。しかしこれまで日本青年館の建設に込められた想いは、補償費だけではつなぐことはできないと考えます。平成の青年団運動を展開する私たちの手で、後世に残すことのできる象徴を創るための「日本青年館継承募金」を検討、実施していきます。

4) 日本青年館との連携

2015年末の休業、2017年春の開業に向けて、移転や補償に対する協議が今後加速していくことが予想されます。執行部としても、事務局機能並びに諸会議や諸事業についても具体的に検討を重ねていかなければなりません。日青協及び道府県青年団の運動が後退しないよう、細心の注意を払いながら、これまで以上に日本青年館との連携に努めます。

全国青年団OB会（第33回総会）東京大会へ参加し、OB・OGとの連携を深めるとともに、全国会館協議会と連携し、各地方会館やOBと現役青年団のかかわり方を提言できるよう努めます。

現在の日本青年館閉館にあたり、これまでの歴史や建設運動を学びとして振り返り、日青協としても第3回理事会にあわせて、日本青年館惜別の行事を検討・実施します。

○全国青年団OB会（第33回総会）東京大会「ありがとう、そしてサヨナラ 日本青年館」

期 日：2014（平成26）年10月13日（月・祝）～14日（火）

会 場：日本青年館

Ⅱ. 組織活動方針

1. 青年の主体的な学びの取り組み

- 1) 道府県団における次世代リーダーの育成について
- 2) 集い語り合う場をめざして
 - (1) 道府県青研の拡充
 - (2) 第60回記念全国青年問題研究集会の開催
 - (3) 2014年度青年活動支援者フォーラムの開催

2. スポーツ・芸能文化活動の裾野をひろげる取り組み

- 1) 道府県青年大会の拡充
- 2) 第63回全国青年大会の開催
- 3) これからの青年大会の将来像

3. 全国に伝え学ぶ取り組み

- 1) 全国に思いを伝える取り組み
- 2) 仲間の活動から学ぶ取り組み

Ⅱ．組織活動方針

1. 青年の主体的な学びの取り組み

1) 道府県団における次世代リーダーの育成について

道府県団が抱える青年団の歴史の継承、組織運営や後継者の発掘は、全国共通の課題です。日青協では、昨年引き続き道府県団役員を対象とする研修会を開催します。道府県団組織としての視点、道府県団役員としての姿勢を学ぶとともに、地域を支えるリーダーとしてのスキルアップを図れるように取り組みます。

2) 集い語り合う場をめざして

(1) 道府県青研の拡充

道府県青研の開催は、加盟団をはじめとする様々な青年活動の実践集約だけでなく、新たな実践への転換や仲間づくりにもつながります。今年度も、あらゆる機会を通じて道府県青研の開催を推進します。あわせて、道府県青研が未開催の地域には、青年たちが自由に集い語れる場をともに模索していきます。

(2) 第60回記念全国青年問題研究集会の開催

全国青研は全国各地の実践を集約し高めていくと同時に、時代とともに変化する青年の課題、組織状況を映し出すバロメーター的な役割も担っています。全国青研は市町村から道府県、そして全国へと青年たちの実践を積み上げてきました。今年度は60回の節目を迎えるにあたり、これまでの学びを振り返るとともに、あらためて積み上げ学習の意味が確認できる全国青研を開催します。また、地域実践の集約から得た学びを共有し、参加者が一年を総括できる場をめざします。

(3) 2014年度青年活動支援者フォーラムの開催

行財政改革による社会教育行政の後退は、活動をすすめる青年たちだけでなく、社会教育主事の減員など、支援者へも大きな影響を与えています。日青協では、これまでのフォーラム事業を通じて、行政や支援する側が青年の要求をつかみきれていないことを確認することができました。これらの支援者の悩みや課題を実践者と共に考え、青年活動の発展へとつなげることをめざし、2014年度青年活動支援者フォーラムを第60回記念全国青年問題研究集会と併催いたします。また、青年教育の現場に携わる人たちをつなぐ、あらたなネットワークづくりを構築します。

2. スポーツ・芸能文化活動の裾野をひろげる取り組み

1) 道府県青年大会の拡充

青年大会は、青年団の存在をより多くの青年に周知し、仲間を増やす青年団運動の一大事業です。また、道府県大会には、全国青年大会の予選会としてだけでなく、道府県大会を通じた新しい仲間や団体の掘り起こしなど、青年団組織を発展させていく大きな役割があります。

しかし近年においては青年大会の必要性は確認できるものの、運営側の人的不足や参加者の減少などにより、大会運営自体が厳しい状況にあります。

今年度は、各ブロックにおける道府県大会拡充モデル地域を設定し、継続的な拡充に取り組みます。あわせて、各道府県の状況に寄り添った大会運営を提案していきます。

2) 第63回全国青年大会の開催

大会参加費の見直しや新しい交流種目の導入など、新たな試みを持って第63回全国青年大会が始まります。都道府県選手団や各教育委員会、各競技連盟・協会に大会変更点を周知し、参加者集約に努めます。

また、長年芸能文化の部の主会場であった日本青年館での最後の開催であることから、より多くの参加者で日本青年館の有終の美を飾れるよう、過去に芸能文化の部に出場した団体への参加呼びかけにも取り組みます。

3) これからの青年大会の将来像

日本青年館の移転にあわせて、芸能文化の部の会場を変更せざるを得ません。それにともなって発生する会場や宿泊施設などの諸課題に対して、大会運営に支障が出ないように準備を進めます。今年度は、これまでの議論を踏まえたうえで、特に芸能文化の部の開催形態について、一定の方向性を見出します。

道府県団による青年大会の主催運営や、全国派遣が厳しさを増してきています。青年団が自らの手で道府県青年大会を主催することで新しい仲間と出会い、また、地元選手とともに全国大会期間を過ごすことでリーダーの育成の一助となっていることをあらためて確認し、日青協と道府県団がともに前進できるような大会を模索します。

3. 全国に伝え学ぶ取り組み

1) 全国に思いを伝える取り組み

仲間の思いを引き出し、多くの人たちに伝える取り組みである教育宣伝活動(通称教宣活動)は、青年団運動を支え広げていく大きな役割を果たしています。とりわけ機関紙発行は、仲間や地域との連帯を高める役割を担っています。今年度も全国の仲間をつなげ、各地の青年団活動を相互に学べる紙面として、日本青年団新聞を年12回発行します。各地で活躍する青年をはじめ、未加盟・未組織地域の実践を全国に発信するだけでなく、日青協事業の周知及び青年団活動の情報源としての紙面づくりに努めます。加えて、こうした地域のつながりをより深め、新たな仲間との出会うツールとして、また、日本青年団新聞の購読を推進する一員として全国から支局員を募集します。あわせて、道府県団購読の活用を呼びかけていきます。なお、今年度は日本青年団新聞の新たな形の模索と、購読拡大の取り組みを強化します。

全国の仲間の取り組みや、日青協事業の情報を迅速に伝える媒体としてSNSは必要不可欠です。今年度もSNSを活用するとともに、ウェブサイトを更新し、より見やすく、情報が伝わりやすくします。

2) 仲間の活動から学ぶ取り組み

全国各地の青年活動の集約、未加盟・未組織の発掘を目的に、2014年度全国地域青年実践大賞を開催します。実践大賞の取組みを通じて、青年団と青年団体の新しいつながりが生まれることをめざします。

全国の青年団の仲間の活動に学び、自分たちの活動へと転換していくことを目的に、2014年度全国青年団教宣コンテストを開催いたします。多くの実践を集約し、互いに学びあうことで教宣活動の楽しさや意義を伝えます。

これらの事業については、第60回記念全国青年問題研究集会及び青年活動支援者フォーラム内にて表彰いたします。

Ⅲ. 社会活動方針

1. 東日本大震災からの復興をめざすために

東日本大震災から3年という月日が経過した現在でも、被災地では厳しい状況の中で生活されている方々が大勢います。しかし、その中でも確実に前を見据え歩き始めていることも事実です。私たちはこの震災を経験した者として、後世に伝えていく使命があります。その一環として、大災害が起きた際の避難マニュアルなどを盛り込んだ「東日本大震災パネル」の作成に取り組みます。そして全国各地でこのパネルの展示が行われることで、震災の風化を防ぎ、防災意識の向上へとつなげます。また、震災の経験とその記録集である「生きる」の学びが全国で共有されるように働きかけます。

2. 誰もが平和に自分らしく生きられる社会を実現するために

1) 地域青年の充実した生活にむけて

地域で生きる青年が、より前向きに仕事、家庭、青年団そして地域と向き合っていくことを観点に、昨年度、全国約1800の地方議会に向けて青年の想いを訴え取り組んだ「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」の結果集約を目に見える形で行い、道府県団と情報の共有化を図ります。そして、自治体に向けた陳情をすすめるとともに、新たな青年教育のモデルケースとなる自治体を取り上げ、現状の課題分析、情報の共有化、連帯関係をつくっていきます。また、現在の青年に関する政策を見つめ直してもらうために、国や関係機関への提言に取り組みます。

勤労青年の労働環境改善に向けて、働き方の変化と仕事・青年団を見つめ直すという観点のもと「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会」(就職連絡会)と連携し、若者の就職保障と働くルールの確立をめざしていきます。そして新たな動きとして、それぞれが仕事と真摯に向き合えるきっかけづくりを模索し、学びの場を提供していきます。

2) 様々な平和に関する活動の推進にむけて

現在、私たちは「平和」と呼ばれる社会に暮らす一方で、世界には数多くの核兵器が残存しており、大きな危機や脅威と隣り合わせであることも事実です。また、歴史を振り返るとこの世の中は様々な過ちを繰り返してきました。世界唯一の被爆国である我が国に住む私たちが、広島・長崎の想いを後世に引き継いでいくために、長崎県で青年団平和集會を長崎県団の協力のもと開催します。あわせて、全国各地域で行われる平和活動を集約していきます。そして、在日米軍基地問題に関しては引き続き動向を注視していくとともに、沖縄をはじめとした現地青年の声を全国の仲間に伝えていくよう努めます。

また、核兵器廃絶や被爆者支援の団体と連携を図り、戦争や被爆の実相を次代に継承し、今なお原爆症認定訴訟などで戦い続ける被爆者を支援するために粘り強く取り組みを行っていきます。

3. 東アジア社会の友好と協調をめざすために

我が国と中国及び韓国との関係は現在、情勢は不安定にあり、民間レベルでも交流事業が停滞している状況です。このような中、東アジア社会の友好と協調をめざしていくためには、各国の青年同士が中心となって良好な関係を構築していくことが求められます。

日青協と中華全国青年連合会(全青連)との青年交流は50年以上にわたり続いており、これまで

先輩方が築き上げてきた交流の歴史を重んじ、日青協と全青連が友好関係をつくり青年同士が両国の発展と将来を展望できる機会を継続していくことが重要です。また、1992年以降、日中共同で沙漠緑化事業を実施しています。この事業は我が国にも黄砂として飛来する中国の沙漠化を食い止めるほか、両国の青年が交流を深めて互いを理解することにつながっており、植林地に広がる緑とその成果は中国政府からも高く評価されています。今年度も全青連との交流を継続し、更なる青年交流と沙漠緑化に取り組むことを目的に、日青協訪中代表団（定期交流）と第23次植林訪中団を同時開催するかたちで8月に派遣します。

また、昨年度から試行的に取り組んでいる韓国青少年団体協議会（韓青協）との交流について、今年度は我が国に代表団を受け入れ、日韓両国の青年同士の信頼と友情を育んでいける事業としていきます。あわせて今後の韓青協との交流のあり方を判断していきます。

朝鮮民主主義人民共和国との青年交流は、1979年に朝鮮社会主義労働青年同盟（当時）との間に合議書を結んでから相互交流のかたちで続いてきました。しかし、現在は両国間の関係上、交流が滞っている状況にあります。今年度は在日本朝鮮青年同盟との友好的な関係を維持しながら、金日成社会主義青年同盟との交流の可能性を模索していきます。

4. 北方領土返還のために

戦後、旧ソ連による北方領土の不法占拠が続いて69年の歳月が流れ、元島民の平均年齢も79歳を超えています。近年、日ロ両国の首脳が変わってから、硬直していた北方領土問題及び平和条約締結交渉に動きが見られ、秋にはプーチン大統領の来日も予定されており、大きな転換期になることが予想されます。この機会を最大限に生かすために、他団体と共にこれまで展開してきた返還運動を継続していくことはもちろん、青年団が中心となって地域に広く発信し、世論の関心を更に高めていくことが重要です。今年度も全国地域婦人団体連絡協議会（全地婦連）とともに、北海道青協の協力を得ながら返還運動の重要性と学びを深めるために「第45回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会」を7月に返還要求運動の原点の地、北海道根室市で開催します。また、北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）の議長団体として、2月7日の北方領土返還要求全国大会の開催や北方四島のビザなし交流へ参加します。

5. 次代を拓くために

「青年団」の名称が使われるようになった大正時代以前から、全国各地には青年団体がありました。青年団は戦時中に一度解散しましたが、戦後すぐに「青年は二度と銃をとらない」の基本精神のもと、全国各地で再び結成されました。そして平和運動や領土返還運動、女性活動、地域の文化継承やスポーツの推進、共同学習の推進、新館建設運動など時代の流れの中、さまざまな活動を積み重ねてきました。これら青年団の歴史から、これからの活動を見つめ直すために青年団の歴史を学習する機会を提供します。

今年度で日本青年館は移転に伴い休館し、現在の建物は解体されます。1979年に竣工して以来35年間、青年団と共に歩んできた現日本青年館との惜別の式典を行います。

道府県団への呼びかけ

1) 地域防災について考えよう

2011年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波は、戦後未曾有の大災害と呼ばれるように想定外の被害を我が国にもたらしました。

東日本大震災以降はじめてとなる内閣府の「防災に関する世論調査」では、「災害についての対応を話し合ったことのある人」が35%から63%に増えるなど大幅な伸びを見せ、災害対策を「何もしていない人」が過去最低の10%となるなど、国民の防災に対する意識の高まりが見られます。その一方で、東日本大震災から3年が経過し、震災そのものや被災体験の風化を危惧する声が被災地を中心に強まっていることも事実です。

地域防災は地域の担い手である私たち青年世代が、先頭に立って進めていかななくてはなりません。また、このような震災は予想外であったと片付けるのではなく、この経験を教訓として受けとめていく必要があります。二度と同じような被害を繰り返してほしくないという被災地の仲間の思いに応えるためにも、全国各地で防災についての学習をすすめることを呼びかけます。

2) 日本国憲法を読んでみよう

近年、日本国憲法の解釈や改正論議が国会で巻き起こっています。GHQの指導によって進められた憲法成り立ちの経緯の是非や時代に即した改憲を訴える動きもある中、1947年5月3日に施行された日本国憲法はこれまで一度も改正されずにきました。

日本国憲法の最たる特徴といえるものは、戦争放棄をうたった憲法9条です。世界の憲法では類を見ないものであり、戦後、日本が一度も戦争を起こさなかった証ともいえます。しかし、憲法改正を実現するための手続きを定めた憲法96条の見直しをはじめ、集団的自衛権や国防軍の保持を明記する動き、また、憲法の柱となる基本的人権の制約条件を公共の福祉からその時々々の為政者により左右されかねない公益及び公の秩序という文言へ改正しようという動きなどが一部の政党からは見られます。

日本国憲法の改正について判断する前に、まずは今の日本国憲法をあらためて学ぶことが先決です。それは先の大戦の反省から、世界平和を希求して立ち上がった青年団の一員であるからこそ求められるものです。青年一人ひとりが日本国憲法をよみ、今の憲法を身近なものとして理解し、これからの我が国のあり方を考えていく必要性を呼びかけます。

3) 男女平等の視点を持つ

現在、全国各地で女子会が開催されているという声が聞こえてくる一方で、機関会議の場においても、地域活動の場においても女性が少ないという声が聞こえてきます。

青年団がより良い活動を展開するためには、男女関係なく個人の能力が発揮される必要があることは明白です。また、発展性のある団体となり得るには、男性の意見だけではなく、女性ならではの観点を取り入れ、女性たちが抱える悩みを解決していく姿が求められます。

男女の枠にとらわれることなく、誰もがいきいきと活動することができるよう、男女平等の視点を持った事業展開を心掛けるように呼びかけます。

4) 全国規模の集会に参加しよう

戦後69年を迎え、戦争経験者の高齢化、戦争体験の風化は進んでいます。その中でも、今なお被爆者の方々は原爆症認定訴訟などで国とたたかい続けています。今を生きる私たち青年には、戦争体験を継承し後世へ語りついでいく使命と役割があります。また、戦争と原発事故を二度と繰り返さないためにも、核兵器廃絶と同時に原子力についても学んでいく必要があります。日青協では反核平和の運動を基盤とし、子どもと教育、暮らしと労働の問題などを訴える下記の大会の趣旨に賛同し、道府県団のみなさんに参加を呼びかけます。

○第60回日本母親大会 in 神奈川

日本母親大会は全国から毎年延べ2万人の母親・女性が参加します。1954年3月1日アメリカがビキニ環礁で水爆実験を行ったことに対する原水爆禁止の訴えを原点としています。「生命を生み出す母親は生命を育て生命を守ることをのぞみます」のスローガンを掲げ、日本の女性運動をリードしてきました。より多くの人と手をつなぎ、活動を広める意味から、第60回日本母親大会への参加を呼びかけます。また、各道府県や市町村などで開催される母親大会への参加も呼びかけます。

期 日：2014（平成26）年8月2日（土）～3日（日）
場 所：神奈川県横浜市

○3・1ビキニデー全国集会への参加

毎年、3月1日に静岡県の実行委員会主催で「3・1ビキニデー全国集会」が開催されています。1954（昭和29）年3月1日、ビキニ環礁での水爆実験でマーシャル諸島の人々や静岡県焼津のマグロ漁船第五福竜丸をはじめ、多くの漁船が被爆しました。核兵器の影響、核兵器廃絶の重要性を学ぶため、集会への参加を呼びかけます。

期 日：2015（平成27）年3月1日（日）
場 所：静岡県焼津市

参考資料（日青協の態度）

1) エネルギー政策を転換する取り組み

2011年3月11日に東日本大震災によって日本は未曾有の被害に見舞われました。この大災害によって、東京電力福島第一原子力発電所事故はおき、日本政府が原発推進の根拠としてきた安全神話は崩れ去りました。3.11以降、原発周辺に住む福島県の人々は、集団移転を余儀なくされ、福島県をはじめとする多くの地域の第1次産業は放射性物質の影響や風評被害によって大きな打撃を受けています。日本政府は2011年12月16日に「発電所の事故そのものは収束に至ったと判断される」と事故収束を宣言していますが、未だ放射性物質の放出は止まっていません。そのような中、2012年7月5日には関西電力大飯原発3号機、続けて7月21日には大飯原発4号機が再稼働を開始し、現在では九州電力川内原発も再稼働の筆頭候補に挙がっています。2013年2月6日には原子力規制委員会より、原発の再稼働をめざすかのような原発の「新安全基準（骨子案）」が発表されました。2014年2月25日には「エネルギー基本計画」が示され、原発を発電コストが安く、安定的に稼働できる「重要なベースロード電源」と記しています。しかし、原発から都市部への送電費用、核燃料の再処理問題、ひとたび原発事故が起きれば莫大な費用が必要となることなど、低コストを理由に原発再稼働を推し進めることには疑問の目が向けられています。

日青協では、まずは東京電力福島第一原子力発電所事故の即時の収束を求めます。また、国をあげての省エネルギーの取り組みや自らの生活をあらためて見直し、国内のエネルギーをすべて再生可能エネルギーにする抜本的な政策転換を求めています。原子力に対しては、現在定期点検中の関西電力大飯原発をはじめとする国内すべての原発を再稼働することなく廃炉にしていくこと、さらには、放射性物質の除去・被爆治療・廃炉技術の早急な技術開発及び技術向上を求めています。

2) 領土問題

北方領土のほかに、島根県・竹島、そして沖縄県・尖閣諸島をめぐる問題で、東アジア情勢が今揺れ動いています。竹島は1905（明治38）年2月より日本領土に編入され、隠岐の島に住む人々が漁場としていました。戦後、サンフランシスコ講和条約の中に竹島の文字がなかったために竹島の帰属が問題とされました。1952（昭和27）年に韓国側が一方的に「李承晩ライン」を宣言し、漁船などを締め出し、現在も韓国の実効支配が続いていますが、歴史的に見ても日本の領土であることは明らかです。また、尖閣諸島は日本の明治政府が無主の島であることを確認した上で沖縄県の一部としており、歴史的、実効的に見ても日本の領土です。

3) 消費税について

2014年4月1日、消費税が5%から8%に増税されました。17年ぶりのこの増税に加え、2015年10月には10%まで消費税の引き上げが計画されています。日青協は消費税が導入された1989年から一貫して反対の態度を明らかにし、その廃止を求め続けています。消費税は年齢や所得に関係なく同じ税率が課せられる逆累進性の特徴を持つため、貧困層ほどその負担が大きくなります。また、消費税は税率を上げることが容易であり、その増益が防衛費の増につながることも懸念されます。歳入不足は、将来健全財政に禍根を残すことが明白な赤字国債の発行に頼るのではなく、防

衛費の大幅削減や行財政改革の一層の実施、浪費型の公共事業の抜本的改善、不公平税制の是正などによって生み出すべきという立場で臨み、現行の中で最大限是正を求めていくという立場を引き続き堅持していきます。

4) 東アジア諸国について

(1) 中華人民共和国

日中の青年交流は、日青協の国際交流の中でも最も歴史が長く、他のどの民間団体よりも先駆けて青年交流を実施してきました。中華全国青年連合会との交流は、日中両国の国交が回復する15年以上も前の1956年から行われており、日中戦争における被害に対して中国側への謝罪からはじまっています。その後、定期交流というかたちで相互交流が重ねられ、両国の関係改善に寄与し友好を育んできました。今では国際交流から国際貢献に発展し、中国の沙漠化を防ぐために植林活動が展開されています。

日青協は中国青年との交流をはじめる際に誓った、「青年は二度と銃をとらない」という日中両国青年の不戦の誓いに基づいて現在も青年交流をすすめています。それは他のいかなる国との交流においても基本とされるものであり、青年団の基本理念ともいえます。日青協では今後もこの不戦の誓いを堅持し、世界平和を希求する精神をもって青年交流を図っていきます。

(2) 朝鮮民主主義人民共和国

2014年3月26日、朝鮮民主主義人民共和国（以降、共和国）は中距離弾道ミサイル2発を発射しました。2009年以来のことであり、これまでの国連安保理の決議だけでなく、共和国自らが署名をした日朝平壤宣言にも違反するものです。

日青協はこの間一貫して、こうした共和国の行動に対して、金日成社会主義青年同盟や在日本朝鮮青年同盟との交流関係を維持しながらも、是々非々のスタンスを明確にし、次のような態度を明らかにしてきました。

- ・共和国には、核兵器の開発や製造を直ちに放棄し、核兵器廃絶を願う国際連合安全保障理事会をはじめとする国際世論にこたえうる真摯な行動と最善の決断を求める。
- ・国際連合安全保障理事会をはじめとした国際世論には、共和国に対し、武力によらない対話による説得を求める。
- ・金日成社会主義青年同盟や在日本朝鮮青年同盟に対して、核実験実施に対する日青協の態度を明確に伝えるとともに、改めて交流目的である「北東アジアにおける真の平和と友好の確立」を再確認し、両国の青年同士が共通の立場に立ち議論していく。

今年度も、引き続き上記の立場を堅持していきます。

5) 日本国憲法について

1947年5月3日、日本の最高法規である日本国憲法が施行されました。この憲法は日本が二度と戦争に加担しないように、GHQの強力な指導の下で国民主権と戦争放棄、平和国家の設立を基調として生み出されました。しかし、現在、憲法改正の手続きを定めた憲法96条の改正にむけた動きや国民投票法案の改正など、国会は憲法改正に舵を切っており進もうとしています。また集团的自衛権の拡大解釈や、国の安全保障の観点から特定秘密保護法が制定されるなど国の防衛を強化しようとする動きも加速しています。

日青協はこれまで平和憲法擁護の姿勢を示し、青年団活動の目標は「日本国憲法が完全に実現され

た社会」におくこととしてきました。平和憲法ともいえる日本国憲法の理念は、私たち青年団の恒久的な平和の確立をめざす精神とも一致しており、日青協も核兵器廃絶や戦争放棄を訴え、防衛費の増強反対と軍縮を国内外に呼びかけてきました。今後も世界の平和と安全のために、平和憲法に基づく主体的で対話を軸とした外交を求めるとともに、他国に例のない日本国憲法が守られるようにその姿勢を堅持していきます。

6) 18歳選挙権の実現について

2014年4月8日に提出された国民投票法案改正案に、国民投票の投票権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられることが明記されました。また、改正法の施行2年以内には、公職選挙法が定める選挙権年齢についても同様の引き下げにむけた検討を進めることで与野党が合意しています。

日青協は、「国際青年の年」日青協宣言で「18歳選挙権の早期実現を強く要求する」と主張し、これまでも機会あるごとに訴えてきました。労働や納税など社会生活の重要な場においても事実上の成人として扱われ社会的な義務を負うのであれば、同時に選挙権も与えられるのが当然です。18歳選挙権はいまや世界140カ国以上で実施されており、サミット諸国で実施されていないのは日本だけです。

日青協は前述の姿勢に立ち、学校教育で政治教育がタブー視されることなく取り組まれ、青年が主権者としての自覚を持ち政治に関心を高める状況をつくることとあわせて、18歳選挙権の実現を求めています。

7) 社会教育法改定について

1999年「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の中で社会教育法の改定が一括審議され、青年学級振興法の廃止など青年教育に関する記述が一切なくなりました。日青協は振興法の廃止はやむを得ないとしても、振興法が大切にしてきた理念や措置を社会教育法に組み込んでいくことが重要であると主張してきました。

多くの青年は自分を見いだせる居場所や、生活の中から実感する自らの課題を学ぶ場として集団活動や地域活動に大きな関心を寄せています。こうした青年の学習や集団活動に対する自主的な意欲を尊重し、生活実態に即した具体的な支援策、青年教育を支援するための職員体制とその専門性の確保がされるよう、日青協は青年教育の重要性を主張していきます。

2014（平成26）年度 事業計画

1. 活動家養成事業「かつけん」
2. 第45回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会
3. 青年団平和集会 in 長崎
4. 日青協第23次植林訪中団
5. 第63回全国青年大会
6. 第60回記念全国青年問題研究集会
7. 2014年度青年活動支援者フォーラム
8. 2014年度全国青年団教宣コンテスト
9. 2014年度全国地域青年「実践大賞」

1. 活動家養成事業「かつけん」

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2014（平成26）年6月14日（土）～15日（日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参加費 3,000円（消費税別）
宿泊費（リネン代実費 1泊1,000円）
※食費・夕食交流会費は別途実費
- 5) 締 切 2014（平成26）年5月30日（金）必着

2. 第45回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、一般財団法人日本青年館、
一般財団法人全国婦人会館
- 2) 主 管 北海道青年団体協議会、北海道女性団体連絡協議会
- 3) 期 日 2014（平成26）年7月19日（土）～21日（月・祝）
- 4) 場 所 北海道根室市内
- 5) 参加費 3,000円（消費税別）※宿泊・食事代は別途
- 6) 締 切 2014（平成26）年6月27日（金）必着

3. 青年団平和集会 in 長崎

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 協 力 長崎県青年団連合会
- 3) 期 日 2014（平成26）年8月9日（土）～10日（日）
- 4) 会 場 長崎県内
- 5) 参加費 3,000円（消費税別）※宿泊・食事代は別途
- 6) 締 切 2014（平成26）年7月25日（金）必着

4. 日青協第23次植林訪中団

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2014（平成26）年8月22日（金）～26日（火）（4泊5日）
- 3) 場 所 中華人民共和国（北京市・内蒙古自治区オルドス市達拉特旗）
- 4) 参加経費 111,111円（税抜）※消費税込は120,000円
前泊・後泊は別途実費
- 5) 締 切 2014（平成26）年7月14日（月）必着

5. 第63回全国青年大会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、東京都
- 2) 期 日 2014（平成26）年11月7日（金）～10日（月）
- 3) 会 場 東京体育館、日本青年館ほか
- 4) 参 加 費 大会要項を参照のこと
- 5) 実施種目 体育の部 9種目、芸能文化の部 8種目
- 6) 締 切 2014（平成26）年9月30日（火）17時 必着

6. 第60回記念全国青年問題研究集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2015（平成27）年3月6日（金）～8日（日）（2泊3日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参 加 費 参加費 6,000円（消費税別）
宿泊費（リネン代実費 1泊1,000円）
※食費・レポート集代は別途実費
- 5) 締 切 2015（平成27）年1月30日（金）必着（レポート提出含む）

7. 2014年度青年活動支援者フォーラム

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2015（平成27）年3月6日（金）～8日（日）（2泊3日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参 加 費 参加費 6,000円（消費税別）
宿泊費（リネン代実費 1泊1,000円）
※食費は別途実費
- 5) 締 切 2015（平成27）年1月30日（金）必着

8. 2014年度全国青年団教宣コンテスト

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 投 票 日 2015（平成27）年3月6日（金）～8日（日）
※第60回記念全国青研期間中
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 出 展 料 無料
- 5) 締 切 2015（平成27）年1月30日（金）必着

9. 2014年度全国地域青年「実践大賞」

- 1) 主 催 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館
- 2) 推薦方法 日本青年団協議会に加盟する道府県青年団、各都道府県教育委員会や各市区町村教育委員会が推薦する青年団体
- 3) 締 切 2015（平成27）年1月30日（金）必着

2014（平成26）年度 顧問並びに参加

顧問	一般財団法人日本青年館理事長	小里貞利氏
	元日本青年団協議会会長	(第6代) 佐々木栄造氏
	〃	(第7代) 真野昭一氏
	〃	(第11代) 矢野茂文氏
	〃	(第12代) 吉田利昭氏
	〃	(第13代) 成沢勇記氏
	〃	(第14代) 高橋成雄氏
	〃	(第15代) 榎信晴氏
	〃	(第16代) 谷川實氏
	〃	(第17代) 東政徳氏
	〃	(第18代) 杉本美智夫氏
	〃	(第19代) 萩森良房氏
	〃	(第20代) 柳本嘉昭氏
	〃	(第21代) 西井勇氏
	〃	(第22代) 前川和昭氏
	〃	(第23代) 城吉信氏
	〃	(第24代) 小野寺喜一郎氏
	〃	(第25代) 西井通泰氏
	〃	(第26代) 星野雅春氏
	〃	(第27代) 青木幹雄氏
	〃	(第28代) 坪健男氏
	〃	(第29代) 西沖和己氏
	〃	(第30代) 加藤義弘氏
	〃	(第31代) 久保田満宏氏
	〃	(第32代) 東和文氏
	〃	(第33代) 松浦利明氏
	〃	(第34代) 岡下進一氏
	〃	(第35代) 本田徹氏
	〃	(第36代) 吉田恵三氏
	前日本青年団協議会会長	(第37代) 山中ちあき氏
参与	前日本青年団協議会事務局長	澁谷隆氏